

尼崎市特別職報酬等審議会 議事録（第7回目）

1 日 時 平成 24 年 7 月 4 日（水）10:00～12:00

2 場 所 市役所本庁北館 4 階 4 - 1 会議室

3 出席者 委員（全員出席）
稲葉嘉昭委員（会長） 松並潤委員（副会長）
上田祥子委員 粟野毅委員
数山美奈子委員 岸田園栄委員
公門將彰委員 坂根英生委員
趙信子委員
事務局
安福人事管理部長 中道給与課長
中村課長補佐 藤原係長 迫田主事
傍聴人 なし

4 配布資料の説明

退職手当の支給率について

市長及び副市長の退職手当の考え方について、事務局案を提示

中間答申案について

の案を基に審議後、その結果を踏まえた中間答申案を提示

5 審議内容

退職手当の支給率について

委員： 前回の審議会では、市長の退職手当の支給率については、100 分の 40 か 100 分の 41 のいずれかが妥当ではないかという所まで議論が進んでいる。審議会としては、退職手当の額が低ければ良いということではなく、尼崎市長としての重責を果たしてもらうための最低水準は保つべきであると考えるとともに、その中でも、尼崎市の厳しい財政状況を勘案した結果、同じ中核市のなかで最も低い支給率である 100 分の 40 が妥当ではないかと思うが。

全委員： 異議なし

委員： 次に副市長の退職手当の支給率であるが、前回の議論において、副市長の退職手当の支給率を検討する際には、退職手当のみではなく、給料・期末手当も含めた総額で、市長との較差をみることも必要ではないかとの意見があった。今回事務局から提示された、市長の退職手当の支給率の 3 分

の2を適用するという案について、どう思うか。

委員 : 給料・期末手当を含めた総額計算でも検証した結果なので、この案で問題ないと思う。

委員 : では、副市長の退職手当の支給率は100分の27に決定で良いか。

全委員 : 異議なし

中間答申案について

委員 : 全体的に異論はない。ただ、1つ気になるのが副市長の退職手当の支給率についての考え方であるが、市長の退職手当の支給率の3分の2が先なのか、それとも給料・期末手当も含めた総額が市長の7割程度というのが先なのか、それが分かりにくいのではないか。

事務局 : 考え方としては、まず退職手当の支給率の部分における、市長と副市長との比率を重要視している。その後、給料・期末手当も含めた総額での検証を行い、そこでの較差が、現在のものから大きく乖離するようなことがあれば、退職手当の支給率を再検討するという考え方であり、今回の場合は、総額での較差に大きな乖離はなかったということである。

委員 : 平成16年の提言が提出された際の考え方はどういうものだったのか。

事務局 : 平成16年当時も今回と同様の考え方となっている。

委員 : 平成16年当時の考え方を踏襲してはいるが、今回は今回の審議会としての考え方を答申として示していくべきであり、平成16年当時の提言において示された総額ベースでの「市長10に対して副市長7」という比率については、あえて今回の答申に記載すべきではないのではないか。

事務局 : では、本日提示した中間答申案のなかで、14ページの給与総額の「市長10に対して副市長7」という文言が入っている部分については削除する。

委員 : 諮問内容となっていた「給与の在り方」とは、具体的には年俸制の議論を行ったということか。

事務局 : はい。退職手当の率の問題だけを諮問対象にすると、退職手当ありきでの審議となってしまうため、給料・期末手当を含めた総額の給与体系も諮問対象とさせていただいたということであり、答申書にはそれらの審議経過等も含めた内容が記載されている。

委員 : この中間答申案は、これまでの議論が上手くまとまったものになっていると思う。

委員 : 確かに良くまとまっている。ただ、私個人の意見としては、もっと財政状況と連動した給与額となるような答申が出せればと思っていたが、付帯意見として、「社会情勢の動向を注視しつつ、柔軟かつ適切に対応していくべき」との意見が付されたことで一定満足のいく答申になったと感じている。

- 委員 : 5ページの「4 検討資料」についてだが、平成16年の提言書や平成19年の答申書は記載しないのか。
- 事務局 : 「尼崎市特別職報酬等審議会検討資料」の中に含まれているため、「平成16年提言書」や「平成19年答申書」といった資料名は記載していない。
- 委員 : 私も内容自体には異論はないが、5ページの「4 検討資料」の記載の仕方には、もう少し工夫が必要ではないか。今回提示された中間答申案では、どの審議にどの資料を使用したのかというのが、読み手に伝わらないのではないかと思う。
- 委員 : 確かに、今回諮問された内容に対し、数多くの資料を使って検討を行ってきたが、単なる資料のタイトルの列挙では、何の資料であるかがよく分からない。また、今後、今回の審議会の審議経過等を見返す場合には、答申書以外の資料まで見るということは少ないと思うし、なるべく答申書の中で、どういった資料を使ったかが分かるようにしておく方が良いのではないか。
- 委員 : 資料をカテゴリー別に分けて記載すれば、もう少し分かりやすくなるかもしれない。
- 委員 : 今回提示された中間答申案では、検討資料の列挙は時系列での記載となっているが、これをカテゴリー別にすることや、第何回の審議会資料かを明記すること等、何か工夫できないか。
- 事務局 : 検討資料については、議事録と併せて公表している資料のタイトルを列挙したものであり、そのタイトル名を変更することはできないが、もう少し分かりやすく表現できるように検討する。この部分については事務局で対応させていただいて良いか。
- 全委員 : 異議なし
- 委員 : 答申書とはこんなに長くなるものなのか。
- 委員 : 毎回、審議会の議事録作成と合わせて、審議経過の概要を作成しているが、答申も同じように概要を作成することは可能なのか。他の審議会との関係もあって難しいかもしれないが、一度検討してほしい。
- 事務局 : 内部で検討する。
- 委員 : 今後のスケジュールはどうなるのか。
- 事務局 : 本日の議論を踏まえ、本日提示した中間答申案を事務局にて微修正したうえで、再度各委員に個別に確認を行った後、当該中間答申に対するパブリックコメントを実施させていただければと思っている。その後の審議会で、パブリックコメントで出た意見を報告したうえで、それらを踏まえた最終答申をまとめた後、12月に条例改正議案を議会に提出することになるのではないかと考えている。

6 その他

第6回議事録の確認及び承認
次回の開催について

以 上